

静岡県立沼津西高等学校 生活の規約

- 1 目的
- 2 生活の規約の柱
- 3 校内生活について
- 4 校外生活について
- 5 長期休業中及び長期休業中以外のアルバイトについて
- 6 服装について
- 7 頭髪について
- 8 交通安全について
- 9 選挙運動、政治的活動等について
- 10 懲戒及び問題行動への指導について
- 11 デジタルデバイス（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の取り扱いについて
- 12 校則の検証・見直しに関する目的、体制、手順
- 13 届出一覧

1 目的

この規約は、校訓「克己」の精神が示すように、自らの意志で自らを律し、強靱な精神力を養うとともに、校風「創造、探求」の新しいものをつくり出す創造力と物事を深く追求する行動力とを兼ね備えた、心身共に調和のとれた人格を形成する事を目的とする。

2 生活の規約の柱

- (1) 礼儀を重んずる。
- (2) 基本的生活習慣を確立する。
- (3) 学校行事及び部活動へ積極的に参加する。
- (4) 他人を思いやる心を持ち社会に奉仕できる人間になるよう清掃、奉仕、勤労に積極的に取り組む。
- (5) 生命（いのち）の尊さを学び、「自らの命は自ら守る」「他人の命を大切にする」の精神で交通安全、事故防止、健康管理に努力する。

3 校内生活について

校内生活では、次の点に留意する。

- (1) 登校に際しては、必要がない金品や遊具を持参しない。
- (2) 学校内における携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を含むデジタルデバイスの取り扱いは、11 デジタルデバイス（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の取り扱いについてで定める注意事項に沿って行う。
- (3) 学校の施設・設備は大切に取り扱い、施設・設備を破損した場合は速やかに担当教員及びHR担任に申し出る。
- (4) 欠席・遅刻・早退の連絡は必ず保護者等よりHR担任に伝える。事前に分かる場合には、HR

担任に保護者等もしくは生徒本人より事前に報告する。

- (5) 遅刻・早退の時は、職員室の「遅刻・早退カード」(様式第2号)に必要事項を記入し、授業担当又はHR担任に提出する。
- (6) 登校後、許可なく学校外に出ない。外出が必要な時は、HR担任に申し出て外出許可を得てから外出する。

4 校外生活について

校外生活では、次の点に留意する。

- (1) 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」では、23時から翌朝4時までは補導対象となっているため、23時までには帰宅する。
- (2) 旅行、登山、キャンプ等は、保護者等の承諾のもとで実施する。ただし、冬山登山は原則として禁止する。
- (3) 下記のことは、禁止する。

ア 触法行為

イ 暴力行為

ウ 次の店への出入り

パチンコ店、ビリヤード専門場、居酒屋・スナック・パブなどの酒場、競輪・競馬場などのギャンブル場及び風営法下にある店、ゲームセンター・コーナー、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ等、沼津市青少年教育センターによる「高校生に対する立ち入り規制場所一覧」に準ずる。

ただし、ゲームセンター・コーナー、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェは、午後5時までなら認める。

エ 深夜徘徊

オ 禁止薬物やそれに類するものの使用及び乱用

カ 爆発物の製造及び使用

キ 有害図書の購入、閲覧及び持参

ク 自動車・オートバイによる暴走行為への参加及び見学

ケ SNS等へのネットモラルに違反する投稿

5 長期休業中及び特別アルバイトについて

長期休業中及び特別アルバイトでは、次の点に留意する。

- (1) 長期休業中のアルバイトについて

長期休業中(家庭学習期間は除く。)のアルバイトは、次のア～エに定める条件の範囲内で、保護者等の責任において認める。その場合にあっては、「アルバイト届」(様式第4号)により事前に所定の手続きを行い、HR担任に届け出る。ただし、社会の状況等により学校の判断で長期休業中のアルバイト許可を行わない場合もある。

ア 成績不振者は、学業に専念する必要があるため認めない。

イ 期間は、長期休業中の2分の1程度を目処とする。

ウ 勤務時間は、8:00～17:00とする。

エ 職種は、本校生活の規約において立ち入りを禁止しているところ（4. 校外生活（3）ウを参照）や危険を伴うものは認めない。また、職種については、アルバイト届提出前にHR担任と事前に相談の上検討し、所定の手続きにより決定する。

(2) 特別アルバイト（長期休業中以外のアルバイト）について

家庭の事情等による特別アルバイト（長期休業中以外のアルバイト）は、HR担任等と面談を行い、その必要性を確認した後、学校長の許可を年度ごとに受けなければならない。ただし、原則として次のア～ウの条件によるものとし、学業と両立できるように努める。

ア 勤務時間は、平日は、家に20:00に帰着できる時間、休日は8:00～17:00を原則とする。

イ 勤務日は、平日の2日間及び土・日・祝日とする。

ウ 職種は、本校生活の規約において立ち入りを禁止しているところ（4. 校外生活（3）ウを参照）や危険を伴うものは認めない。また、職種については、アルバイト届提出前にHR担任と事前に相談の上検討し、所定の手続きにより決定する。

6 服装等について

服装等では、次の点に留意する。

(1) 登下校時及び校外における行事は、制服を着用する。休日や長期休業中における部活動のみの活動参加は、部活動で定めた服装での登下校も許可する。なお、制服以外での登下校を求める場合は、保護者等の申し出によりHR担任（学校）と相談の上、異装届（様式第19号）によって申請する。

(2) 制服は次のとおりとする。

ア 冬服

- ① 本校指定のスタンドカラー型詰襟学生服・本校指定のスタンドカラー型シャツ（長袖・半袖）・本校指定のスラックス
- ② 本校指定のセーラージャケット・本校指定のスカート
- ③ 本校指定のセーラージャケット・本校指定のスラックス

イ 夏服

- ① 本校指定のスタンドカラー型シャツ（長袖・半袖）・本校指定のスラックス
- ② 本校指定のセーラーブラウス（長袖・半袖）・本校指定のスカート
- ③ 本校指定のセーラーブラウス（長袖・半袖）・本校指定のスラックス

ウ 学年章

紺・えんじ・深緑とし、学年ローテーションとする。冬服にはバッチ型学年章、夏服は学年章の刺繍とする。

(3) 制服の着こなしについては以下のとおりとする。

ア 冬服

- ① スタンドカラー型詰襟学生服・スタンドカラー型シャツ（長袖・半袖）・スラックス
本校指定のスタンドカラー型の詰襟学生服とし、校章入りのボタンを付け、左襟に学年章を付ける。その際、次の点に注意する。

- ・ 学生服の第一ボタンをとめる。
- ・ 制服の下には本校指定のスタンドカラー型のシャツを着用し、襟元や裾から見えないようにする。
- ② セーラージャケット・スカート
本校指定のセーラージャケット・本校指定のスカートとし、校章入りのボタンをつけ、左胸に学年章を付ける。その際、次の点に注意する。
 - ・ 制服の下に着ているものが、襟元や裾から見えないようにする。
 - ・ スカート丈は膝頭を中心から膝が隠れる程度とする。
- ③ セーラージャケット・スラックス
本校指定のセーラージャケット・本校指定のスラックスとし、校章入りのボタンをつけ、左胸に学年章を付ける。その際、次の点に注意する。
 - ・ 制服の下に着ているものが、襟元や裾から見えないようにする。

イ 夏 服

- ① スタンドカラー型シャツ（長袖・半袖）・スラックス
本校指定の長袖、半袖のスタンドカラー型のシャツとする。また、着用については裾をズボンの外に出しても、ズボンの中に入れても良い。その際、次の点に注意する。
 - ・ シャツは第一ボタンをとめる。
 - ・ スタンドカラー型シャツ（長袖・半袖）の下に着るシャツは、色物や柄が目立たないものを着用する。
- ② セーラーブラウス（長袖・半袖）・スカート
本校指定の長袖、半袖のセーラーブラウスとする。その際、次の点に注意する。
 - ・ セーラーブラウス（長袖・半袖）下には華美な色物や柄のシャツは着用しない。
 - ・ 手を上げたときにウエスト周りの素肌が見えないようにする。
 - ・ スカート丈は膝頭を中心から膝が隠れる程度とする。
- ③ セーラーブラウス（長袖・半袖）・スラックス
本校指定の長袖、半袖のセーラーブラウスとする。その際、次の点に注意する。
 - ・ セーラーブラウス（長袖・半袖）下には華美な色物や柄のシャツは着用しない。
 - ・ 手を上げたときにウエスト周りの素肌が見えないようにする。

ウ 学年章

学年色(紺・えんじ・深緑)の学年章は以下の通りにつける。

- ・ スタンドカラー型学生服はスタンドカラーの左側に前から見えるようにバッチ型学年章をつける。
- ・ セーラージャケットは左胸ポケット上部にバッチ型学年章をつける。
- ・ 夏服(スタンドカラー型シャツ・セーラーブラウス)は左胸ポケット上部に学年章の刺繍とする。

(4) 着用期間については、下記の期間とし、前後1ヶ月程度を両用期間の目安とする。

- ・ 冬服着用期間 4月1日～5月31日、10月1日～3月31日
 - ・ 夏服着用期間 6月1日～9月30日
- (5) ベルトの色は、黒や茶等の目立たない色を基準とする。
 - (6) 冬服登下校時に制服の上に防寒着の着用を認める。防寒着は無地を推奨とし、奇抜なデザインや柄、流行を追いすぎているものについては認めない場合（部活動指定のものは可）がある。また、防寒具として手袋及びマフラー等の着用を認める。
 - (7) 防寒のために制服の下のセーター等の着用を認める。その場合、色は目立たない色を推奨とし、襟元や裾から見えないように着用する。また、フード付きの防寒着を制服の下に着用することは認めない。
 - (8) 通学用の靴は、革靴又は運動靴とし、通学に適したものとする。
 - (9) 靴下は、以下のとおりとする。
 - ア スラックスの場合
紺・黒・白のくるぶしが隠れる程度の長さ以上のものを基準とする。
 - イ スカートの場合
冬服時 紺・黒・白のくるぶしが隠れる程度の長さ以上のもの又は黒のタイツを基準とする。
夏服時 紺・黒・白のくるぶしが隠れる程度の長さ以上のものを基準とする。
 - (10) 上履きは、学年色の指定サンダルとする。
 - (11) 通学用バッグは、通学に適したものとし、他校の指定バッグの使用は認めない。

7 頭髪等について

頭髪等では、次の点に留意する。

- (1) 頭髪は、清潔で自然な状態を旨とし、過度に流行を追いすぎないようにする。
 - ア 前髪は目にかからないようにする。
 - イ 長い髪形の場合は、束ねたり留めたりするなど、授業や行事等の学校活動に適した髪型が望ましい。
- (2) 髪を束ねたり留めたりする際のゴムやピンの色は、黒・紺・濃茶等の目立たない色を基準とする。大きいものや装飾の施されたゴムやピンは認めない。
- (3) パーマネント、カール、脱色、染色等人工的に手を加えることは原則禁止とする。流行を追いすぎた髪形や、奇抜なアレンジは相談の上、指導することもある。眉毛・まつ毛についても同様に、過度に手を加えないことを原則とする。
- (4) 頭髪の色や縮毛等に関する相談は、保護者等の申し出により個別に対応する。
- (5) 学校生活においては化粧（色付きのリップクリーム含む）やネイル、アクセサリ等の装飾は禁止する。

8 交通安全について

交通安全では、次の点に留意する。

- (1) 通学全般
 - ア 登下校の際は交通道德を守り、特に電車、バスの利用は社内での定められた規則を守り、他の

乗客の迷惑にならないようにする。

イ 道路交通法を守り、交通安全に心がけ、周りの人に迷惑がかからないようにする。

(2) 自転車通学

ア 自転車通学を希望する者は、「自転車通学登録用紙」(様式第 6 号)により手続を行うことで自転車通学を許可する。

イ 条件

- ① 生徒課発行のステッカーを後輪カバー等、後ろから見えるところにつける。
- ② 任意保険に加入する。
- ③ 業者による点検・整備を行う。
- ④ 学校と千本公園の間の千本松原通りは通学禁止とする。
- ⑤ 盗難防止のため、ツーロックをする。
- ⑥ 雨天時にはレインコートを着用する。
- ⑦ ヘルメットの所持を自転車通学許可条件とする。安全を考慮し、着用するよう努める。その際、安全のために規格にそったものであれば形状は問わない。

ウ 安全を第一とし、通学にそぐわない次のような自転車等の使用は認めない。

整備不良車・変形ハンドル・改造自転車・スケートボード・キックボード(電動を含む)等

エ 禁止事項

- ① 二人乗り
- ② 並進
- ③ 無灯火
- ④ 携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの走行
- ⑤ イヤホンの使用
- ⑥ 傘差し運転及び自転車への傘の装着

オ 道路交通法規違反や交通マナーが悪い場合は、自転車通学停止や、自転車通学許可を取り消す場合もある。交通指導員より指導カード等による指導をされたものは、「交通違反報告書」(様式第 20 号)を HR 担任に提出する。

カ 万が一事故が発生したら、加害・被害問わず直ちに警察、HR 担任(学校)に連絡をする。また、「交通事故報告書」(様式第 8 号)を HR 担任に提出する。

(3) その他

ア 原付、普通免許等の運転免許取得は、原則として禁止する。3 年生については、別に定める。

9 選挙運動、政治的活動等について

選挙運動、政治的活動等は、次の点に留意する。

- (1) 選挙運動を行う場合は、18 歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- (2) 学校の構内(敷地内)での選挙運動や政治的活動は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外(敷地外)で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。
なお、その選挙運動や政治的活動が違法、暴力的又はそのおそれが高い場合は禁止する。

- (4) 学校の構外(敷地外)の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届出は必要としない。
- (5) その他、公職選挙法違反に該当することは禁止する。

10 懲戒及び問題行動への指導

生徒の懲戒及び問題行動への指導は、実情、動機、その後の反省、家庭環境、友人関係等を十分事実確認をして、本人の善導を図るとともに、他の全生徒に及ぼす影響等を考慮し、教育的立場で指導を下記のとおり行う。

- (1) 本校生徒の懲戒は、退学、停学（謹慎）、及び訓告（訓戒）とする。

ア 退学

退学は、次のいずれかに該当する生徒に対して行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者(性行不良)
- ② 学力劣等で生業の見込みがないと認められる者（学力劣等）
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者（出席常でない者）
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反したもの（学校秩序を乱す者）

イ 停学（謹慎）

停学（謹慎）は、無期停学（無期謹慎）及び有期停学（有期謹慎）とし、自宅謹慎による指導を原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、登校（学校）謹慎とすることもありうる。

ウ 訓告（訓戒）

訓告（訓戒）は、校長によるものとする。ただし、内容や事案に応じて校長以外による訓告（訓戒）を行うこともできる。

- (2) 懲戒及び問題行動への指導の対象生徒は、次に該当する者とする。

ア 一般非行

- ① 校則違反、深夜徘徊、不健全娯楽場（立ち入り規制場所）への立ち入り、怠業・退学、無断アルバイト、県条例による有害指定の雑誌・玩具等の所持、度重なる自転車による交通違反、飲酒・喫煙（電子タバコを含む）同席、喫煙具（電子タバコを含む）所持、対教師暴言、その他
- ② テスト不正又はこれに類する行為、飲酒・喫煙（電子タバコを含む）、暴力等による公共物破損、その他
- ③ 万引き・窃盗、刃物所持、暴力行為（対人）、動物虐待、金銭等の強要、恐喝、その他

イ 学校の安心安全を脅かす行為

禁止薬物やそれに類するものの使用及び乱用、その他粗暴凶悪行為、静岡県高等学校学則第34条第3項各号のうち次のいずれかに該当するもの（性行不良で改善の見込みがないと認められるもの、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者）、その他

ウ 運転免許にかかわる行為

運転免許無断取得、無免許運転、運転免許証無断取得の上運転、その他

エ 指導項目の検討が必要な行為

公職選挙法に反する行為、いじめ、他者への誹謗・中傷（SNS等を含む）、情報モラル違反、その他

(3) 懲戒及び問題行動への指導は、原則として職員会議の審議を経て校長が決定する。

11 デジタルデバイス（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の取り扱いについて
携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を含むデジタルデバイス（以下デジタルデバイス）
の取り扱いは次の点に留意する。

- (1) デジタルデバイスを学校敷地内に持ち込む際は電源を切り、個人で管理する。
- (2) デジタルデバイスを教室内に持ち込む際は、担当教員の指示による授業時以外の使用は制限する。始業前、放課後はその限りではないが、取り扱いには十分注意をする。
- (3) 校内におけるデジタルデバイスでのカメラ機能の使用は、許可された場合のみとする。
- (4) SNS 上等に個人情報が特定されるような投稿等（写真、動画、書き込み等）は十分注意をする。内容によっては校内外問わず情報モラルに反するもの以外であっても指導の対象となりえることもある。
- (5) 学校行事の際は、別に定める。

12 校則の検証・見直しに関する目的、体制、手順

(1) 目的

「児童の権利に関する条約」における4つの原則（差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利）を踏まえ、学校の実情や社会の状況、時代の進展にそぐわない規定の見直しを積極的に行い、適性が保たれるようにする。また、生徒の人権に配慮したうえで、本校の実情を踏まえ、教育目標の現実のために社会通念上合理的と認められるか等、校則の妥当性を常に検証していくことを目的とする。

(2) 体制

- ア 学校（生徒課）と生徒（生徒会）は、地域、学校の意見を集約し、見直しが必要な際は、協議し原案を作成していく中心的役割を有する。
- イ 学校運営協議会は地域の視点から校則の検証を行っていく役割を有する。
- ウ 職員会議を経て、生徒総会の決議を最終決定とする。

(3) 手順

- ア 学校（生徒課）・生徒（生徒会）による検証を適宜行う。検証や要望で見直しの必要があった場合は、その都度検証、協議を行っていく。
- イ 修正・追加・削除がある際は、原案を学校（生徒課）又は生徒（生徒会）が作成し、学校（生徒課）と生徒（生徒会）が協議して原案を修正していく。
- ウ 修正・追加・削除をする際は、学校運営協議会による検証を経る。
- エ 修正・追加・削除については、職員会議、生徒総会の決議を経て実行していく。
- オ 校則は学校ホームページに掲載する。

13 届出一覧（生徒用）

内容	必要書類	手続
当日の遅刻・早退	「遅刻・早退カード」 (様式第2号)	本人が記入し、授業担当又はHR担任に提出
当日の欠席	電話等による連絡	保護者等が、8:10までに学校に連絡
事前に分かる欠席・遅刻・早退	電話・口頭による連絡	保護者等もしくは生徒本人による連絡
学割	「旅行計画書」 (事務室：学割証発行申込書)	保護者等が自署の上、本人がHR担任に提出
長期休業中のアルバイト	「アルバイト届」 (様式第4号)	長期休業前に担当者が説明 保護者等が自署の上、本人がHR担任に提出
自転車通学	「自転車通学登録用紙」 (様式第6号)	希望者は任意保険に加入の上、保護者等が自署し、本人がHR担任又は部活動顧問に提出
交通事故	「交通事故報告書」 (様式第8号)	本人又は保護者等が、ただちにHR担任に連絡し、報告書を提出
交通違反	「交通違反報告書」 (様式第20号)	本人・保護者が内容を記載し、指導カードを添付の上、HR担任に報告書を提出

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

部活動の規約

1 部活動の目的及び登録

(1) 目的

部活動は、活動をとおして主体性・自律心・道徳心の涵養を目指し、良好な人間関係を築ける生徒を育成することを目的とする。

(2) 活動方針

年間を通じ継続的な活動を原則とし、週2回は下らないようにする。また、文化部においては、潮音祭だけの活動で終わらず、積極的に発表会や展示会、資格試験等に参加する。

(3) 登録

ア 登録時期

4月の学校が示す期間に任意加入する。

イ 登録手順

定められた期間に、「部活動カード」(様式第9号)に必要事項を記入し、顧問へ提出する。

ウ 変更又は退部

継続的な活動とするが、身体的事情、家庭的事情、活動への適応性等の特別な理由がある場合、部活顧問及びHR担任と相談の上、変更又は退部することができる。

2 部活動名

(1) 運動部

男女：陸上競技 テニス 剣道 フェンシング 卓球

男子：サッカー バasketボール ハンドボール バレーボール

女子：サッカー バasketボール バドミントン バレーボール

(2) 文化部

男女：音楽 美術 書道 箏曲 写真 科学探究 イラスト 茶道 吹奏楽

R8年度から廃部とする(剣道)

R9年度から廃部とする(テニス 女子バasketボール 女子サッカー 写真 科学探究 茶道)

3 活動

(1) 平常時の活動時間

ア 活動は19:00まで、19:30完全下校とする。

イ 活動は、必ず部顧問の指導のもとで行う。

(2) テスト前の活動及びテスト期間中の活動

ア 定期テスト1週間前より原則として活動は中止する。ただし、公式戦、公式戦に準ずる大会等が近い場合は、顧問の指導のもとで行う。

イ アにより活動を行う場合は、定期テスト1週間前は18:00までとし、18:30完全下校とす

る。また、定期テスト期間中は、終了後2時間以内の活動とする。

(3) その他

ア 体育館・グラウンドの使用は、関係部活動顧問の話し合いで決定する。

イ 1年生の活動については、学校生活に慣れる(4月末)までは顧問と終了時間を相談する。

ウ 体育館、武道場、プール等の管理及び施設は、活動部活動が責任をもって行う。

エ 部室の割り当ては、部活動の数、部員数、男女の割合、施設等を考慮して学校が決定する。

オ 定められた部室を使用し、顧問の管理下で有効な利用をする。また、常に清潔、整頓等に努める。

4 部活動及び同好会の設立・存続基準

(1) 部活動

ア 部活動設立基準

- ① 下記(2)同好会設立基準「① 設立の留意事項」「② 設立手続き」「③ 部活動への昇格基準」を満たした同好会が部活動として昇格する。
- ② 「部」として成立するときは必ず顧問がつく。
- ③ 同好会でなくても同様の活動に準ずるものは同好会を経ず部活動として昇格する。

イ 部活動存続基準

- ① 裁量枠部活動についての規定人数は設けない。
原則として1年生、2年生の登録人数(マネージャーを除く)が5人以上であることを基準とする。
その人数に満たないか又は以下の条件に当てはまる部活動は、存続させるか、廃部又は同好会に降格するかを部活動検討委員会が審議し決定する。
 - ・ 1年生、2年生の部活動登録人数が少ない運動部、文化部それぞれ3部活動。
 - ・ 1年生、2年生いずれかの登録人数が0人になった部活動。
- ② 部から同好会に降格及び廃部になった場合は、予算はなしとする。ただし、活動を保証されている期間については予算の対象とする。
- ③ 「部」として成立するときは必ず顧問がつく。
- ④ 学校経営上の必要がある場合には部活動検討委員会にて審議、決定し、生徒総会にて報告する。

(2) 同好会

ア 同好会設立基準

① 設立の留意事項

- ・ 将来「部」に昇格することを原則とする。
- ・ 原則として学校施設内で活動する。(ただし、「部」の活動を優先する。)
- ・ 責任教師が付く。
- ・ 生徒会予算は付けない。
- ・ 高体連、高文連、所属協会等の団体登録費は認める。

- ・ 平日の活動は部活動に準ずる。
- ・ 休日は原則として活動は禁止。ただし、責任教師の立ちあいで学校長が許可したときは、この限りではない。

② 設立手続き

責任教師が提出する「同好会設置申請書」（様式第 10 号）が受理された後、学校が審議し、決定する。

③ 部活動への昇格基準

- ・ 1年間の継続した活動をし、常に「同好会設立申請書」の内容を満たし、その実績が認められたときは、「部昇格申請書」（様式第 11 号）、「実績の詳細」、「会員全員の名簿」、「顧問の確認書」を添え、学校に部昇格申請を行う。
- ・ 「部昇格申請書」が受理された後、学校が審議し、決定する。

イ 同好会存続・廃止基準

- ① 活動が継続していないとき
- ② 問題行動や非行があり、活動継続が困難と判断されたとき
- ③ 設立の留意事項や申請書と相違があるとき
- ④ 審議は、設立の審議順序に準ずる。